

# 林野統一事業と入会関係

——九重山麓、久住町都野地区の場合——

## 一 問題の所在

勝 目 忍

わが国の林野は、国土の約六八%を占め、その大部分は古くから村持林野として農山村共同体の基盤をなしていた。個別利用への転換が早かった耕地に比べて、林野は、そのほとんどが総有的利用形態のままであって、明治になってから、明治林政下に大きな変革を迫られた。その第一段階が、明治初期の地租改正および官民有区分で、第二段階は、明治四十三年に始まる林野統一事業である。

これらの変革は、前近代的所有関係にあった村持林野が、個別の利用を原則とする近代的法体系下におかれた過程であって明治初期から昭和中期にかけて約七〇年間にもおよび、この間、農山村は、この林野問題で揺り動かされ続けた。

明治政府は、まず官民有区分によって広大な国有林野を手中に収め、これを当時苦しかった財源強化の一助とした。これは明治三二年、国有林野下戻法の施行をもって一応の締めくくりとされている。明治二二年、近代的行政機構として市制、町村制が施行されると、その財源強化に村持林野がそ上に上り、明治四三年から林野統一事業がはじまった<sup>②</sup>。これは村持林野の入会権は公権に属するもので、私権ではないとする入会権公権論の立場から、村持林野を部落の手から地方自治体の財源として移管することを図ったものであった。この無条件統一には、当然のことながら部落側の強い抵抗があり、事業はすこぶる難行している。そこで政府は大正八年、条件付統一を認める方針をとり、部落側を懐柔させながら、この事業の推進を図った。

この結果、全国で一、九九六、八八六町歩の村持林野が市町村に統一された。うち無条件統一は五九六、二九四町歩、条件付統一は一、四〇〇、五九二町歩となっている。また入会権が消失して個人有となった離権面積も四〇九、一七八町歩におよんだ。

条件付統一によって生じた入会権は、法律的には、入会権者である部落民が共同で入会林野の土地を所有し、林野を利用する権利、すなわち、共同入会権ではなく、入会権者である部落民が入会林野を共同で利用するだけの権利で、その土地所有は含まない地役入会権を意味する。林野統一事業は、わが国に約一四〇万町歩の地役入会権を新たに誕生させたことになった。

ところで、林野統一事業は初期の目的を達したであろうか。たしかに一部では入会林野が整理され、官行・県行・村行等の造林がすすみ、市町村の財源強化に役立った。しかし、林野統一事業がもたらしたもろもろの複雑な入会関係は、その後、土地利用の高度化を大きくはばむ要因となつてゐることも否定できない。都野村を中心とする久住高原一帯に、きわめて粗放な利用を続けている広大な原野が残されている。昭和二七年、国土総合開発計画で、総合的開発がすすめられてきたが、牧野改良は、この複雑な入会関係が大きな障害となつて成功してゐない。

本稿では、九重山周辺町村のなかでも、きわめて複雑な入会関係をもつ林野を村に統一した都野村の事例を取り上げ、林野統一事業の問題点をさぐつてみたい。

註

- ① 藤沢秀夫・中野直枝 日本の山村——現状と基本問題 昭和四三年
- ② 古島敏雄 日本林野制度の研究 昭和三年
- ③ 佐藤百喜 入会権公権論
- ④ 島 恭彦 町村合併と農村の変貌 昭和三三年
- ⑤ 中尾英俊 入会林野の法律問題 昭和四〇年
- ⑥ 九重地区の大規模牧野改良の調査は、農林省農政局が中心となり、昭和三四年にはじまり、昭和三八年に終つたが、調査のみで実施のはこびとなつてゐない。

## 二 都野村の概況

都野村は、明治二二年、町村制施行に当たり、栢木、有氏、仏原の諸村を合併して誕生した<sup>①</sup>。栢木、有氏、仏原は大字となつた。昭和三〇年三月、都野村は久住町と合併して、現在、久住町都野地区となつてゐる。

都野村は、九重山群の大船山南麓に当たり、山の傾斜部は大船山溶岩が張り出し流出した地形で、草原がひろがっている<sup>②</sup>。山麓部は約五〇〇メートルの比較的平坦な地形で、碎屑堆積が厚くひろがり、水田がよく開かれ、古くから「朽網五、〇〇石」は米どころといわれてきた。また、牛の放牧も盛んで、和牛の一大産地でもある。

現在、久住町都野地区は、戸数六六一戸、人口二、七〇九人、部落数三三であるが、林野統一当時、すなわち大正一三年の調査では部落数二六、戸数四二二戸、家畜数一、二七二頭で、その部落別の内訳は第一表の通りである。

つぎに土地利用をみると、現在、水田四九七・九町歩、畑一〇七、九町歩、山林二、一〇〇町歩、原野一、七八三町歩であるが、統一当時は田四八八町七反二畝二〇歩、畑二一〇町一畝二三歩、山林三一七町四反、原野六一九町四反四畝一〇歩となっている。

次元の異なる統計を比較する時、とくに農林統計は危険であるが、つぎのことはいえよう。水田はあまり変わらず、畑・原野は減少し、山林は増加している。

註① 十時英司 豊後国町村沿革表 昭和一七年

② 地質調査所 久住（福岡一第八六号） 昭和三八年

③、④ 久住町都野支所調べ

第一表 都野村部落別戸数及び家畜頭数（大正13年調べ）

部落名	戸数	頭数	部落名	戸数	頭数	部落名	戸数	頭数
老野	20	51	柏木	18	63	湯上	13	24
塔立	10	27	古市	13	47	七里田	19	61
小倉	13	43	冷川	16	59	塔原	11	45
峯越	7	33	馬場	14	40	岳籠寺	10	48
古屋敷	12	38	仏原	27	78	板切	14	61
八山	6	23	須崎	14	37	小柳	14	28
山路	13	29	石田	30	78	向原	16	95
四ッ口	6	26	市	24	81	石原	24	102
柚木	16	62	有氏	14	73	計	411	1,372

第二表

町村名	飯田村	北小国町	阿蘇野村	久住町	白丹村	都野村
位置	九重山の北側	〃 西側	〃 東側	〃 南側	〃 南側	〃 南側
村持林野の変遷	第一段官民有区分	明治18年、官有地編入、明治38年、払下げ成功				
	第二段林野統一第一期	明治43年、約90町歩無条件統一	大正2、3年約24町歩無条件統一			
	第二期	大正12年、条件付統一		昭和4年、条件付統一	大正15年、条件付統一	大正13年条件付統一
	第三期		昭和10年、条件付統一			
統一条件の特色	きわめて部落側に有利な条件をつける。	〃	条件付統一なし	都野村にほぼじゆんじた形式	〃	きわめて村側に有利な条件をつける。
現状概況	飯田財産区有となつているが、部落の発言権がつよい。	全面的特売により、個人分割される。	ほとんどが記名共有で、なかには複雑に入りこんだ持分がある。	第二種地の地役入会権問題がある。	〃	〃

註 各町村の林野統一に関係する資料より作成

### 三 都野村林野統一事業の沿革

九重山周辺各町村の場合と比較しながら、都野村林野統一事業の沿革をみたい。<sup>①</sup>

林野統一当時、九重山周辺の町村は、第二表に示すように、九重山北側の飯田村、東側の阿蘇野村、南側の都野村、久住町、白丹村、西側の北小国町、南小国村があった。

飯田村は旧藩時代、幕府直轄領で、その直轄林を除き、村持林野は官民有区分で、民有地と査定された。林野統一事業では、その第一期<sup>②</sup>（無条件統一）で、約九〇ヘクタールの土地を村の基本財産として提供した。第二期<sup>③</sup>（条件付統一）では、この苦い経験から、部落側にきわめて有利な条件をつけて統一に依じている。<sup>④</sup>

阿蘇野村は旧藩時代、岡藩（竹田藩）で、官民有区分では、村持林野は民有地と査定され、ことなきを得た。林野統一事業では、第一期に約二四ヘクタールを村に提供しているが、第二期には、すでに多くの部落有林野は、記名共有とされ、九重山周辺では全面的統一のなかった唯一の村である。

小国地方は、熊本藩で、地租改正では村持林野は「村受公有地」として地券を交付され、官民有区分で民有地として査定された。<sup>⑤</sup>ところが明治一〇年、西南戦争後、阿蘇郡全般は官民有区分再調査がなされ「明治一〇年、西南の役其他暴民の蜂起交々を至り、之が為、旧記散逸により調査資料のみるべきものなき為」として、ほとんど官有地に偏入されてしまった。これを不当として返還を迫っていたが、明治三二年の国有林野下戻法施行により、ようやく払い下げに成行している。<sup>⑦</sup>この苦しい経験から、林野統一事業は、林野の収奪であるとして、強い抵抗を示した。統一事業も終りに近い昭和一〇年（第三期）、<sup>⑧</sup>ようやく官民有区分に集結したが、統一条件は部落側にきわめて有利であった。このため、戦後、所有権者である町側は、町有としていることの意味であるとし、広大な統一地を個人分割した。<sup>⑨</sup>

昭和五年、藩政時代、熊本藩に属していたが、昭和五年、廃藩置県により、大分県に編入された。そのため、官民

有区分で熊本県阿蘇郡一帯の旧熊本藩領の村持林野が国有林野に編入された際、ここだけは編入を免がれることができた。<sup>10)</sup> 林野統一事業では、隣村、郡野村とほぼ、同様の形式をとっている。

郡野村は、藩政時代、岡藩に属し、藩直轄林を除き、村持林野は官民有区分では民有地に査定された。官有地化を免かれたのは、民有地として十分な資料があったためと考えられ、その資料は現在、郡野村大字有氏の岳麓寺部落の元大庄屋武藤家に残されている。

林野統一事業における第一期、すなわち無条件統一では、白丹村、久住町とともに、町村に統一されずに終わっている。大正五年の大分県林業要覧によると、第一期に応じたのは玖珠郡一帯（飯田村を含む）が最も多く、三、八四九町五反六畝二一歩で、直入郡（白丹村、久住町、郡野村を含む）はわずかに一三一町七反四畝歩となっている。大分県下、各郡によって統一成績の差は大きく、直入郡は部落にとって不利なこの統一に強い抵抗を示したことがうかがわれる。しかし、政府の統一事業の意志はきわめて強く、条件付統一を認めることで統一を迫ってきた。郡野村は大正一三年、白丹村は大正一五年、久住町は昭和四年と統一に踏み切らざるを得なかった。

郡野村では、各部落から、その戸数割で数名の委員を出し、林野統一委員会を作った。会議には、つねに委員以外の参加者も多数つめかけ、熱気をはらみ、前後数十回の協議が続けられたという。<sup>12)</sup> 県から林務担当官、原田技師が派遣され、部落に政府の方針をじゅんじゅんと説得し、部落側は反対の意向を持ちながらも、妥協せざるを得なくなり、条件付統一で事業に踏み切った。統一の方針は定まっても、村内多部落間の複雑な入会関係や、林野面積の多いところと少ないところの意見の違いがあつて、その調整にひじょうに苦しんでいる。

ところで、この統一条件が、飯田村（昭和十二年統一）や北小国町（昭和一〇年統一）の統一条件にくらべ、政府の意向を少なからず受入れた形式となっていることは注目しなければならない。

これは郡野村が、比較的豊かな農村という土地柄であること、<sup>13)</sup> 北小国町や飯田村と違って過去に国有林野編入や無条件統一

のながい歴史を持たないことなどに関連ずけて考えていいのではなからうか。

註

① 大分大学教育学部 くじゅう総合学術調査報告書 昭和四三年  
②、③、④ 林野統一は明治四三年に始まり、昭和一四年まで続いたが、最初は無条件統一であり、大正八年から統一条件緩和方針に変わり、昭和十二年をピークに統一はすすんだ。いくつかの波があったが、ここでは無条件統一時代を第一期とし、昭和十二年ごろから昭和初期までを第二期とし、統一の終りに近いころ、昭和十年前後を第三期とした。

④ この統一について、昭和三九年、飯田地区共有林野所有権確保期成同盟では、陳情書のなかで「かかる議決は法的にも誤りがあり、無効である」とのべている。

⑤、⑥ 九州経済調査会協会 阿蘇、久住地区における原野総合開発利用調査 昭和三五年

⑦、⑧ 川島武宣 入会権の解体 I 昭和三四年

⑩ 沢田取二郎、川波勲教、岩間泉、中島明郁 牧野をめぐる農村の社会経済構造 昭和三三年

⑪ 天保四巳年七月四日「有氏組石原村与肥後領青柳村野方出入書上一件」、弘化三二巳年「九重山御境自肥後領支出入日記」等、教一〇点におよぶ記録があり、また飯田村との間の入会については、天保一五辰年「九重山江え御制札を立テ田野村（明治二年、飯田村に統合）与争論一件等」等がある。

⑫、⑬ 久住町都野地区冷川 佐藤茂氏の話による。

#### 四 林野統一条件

都野村では、大正一三年三月、前述のような経過を経て、つぎの条件を持って村野統一に踏み切った。

都野村部落有財産土地提供統一議決書

本村部落有別紙調書ノ箇所ハ、左記ノ条件ニ依リ之レヲ村有ニ提供統一シ、其管理使用ニ就テハ別ニ定ムル村条例ニ依ル  
条件

以下部落民ト称スルハ、従来其土地ヲ使用シタル所屬縁故関係部落民及特定ノ縁故者ヲ謂フ

第壹 従来部落ニ於テ造林シタル林木ハ今後參拾年又ハ壹伐期ヲ期限トシ其ノ伐木収入ノ八割ヲ部落民ニ交付シ式割ヲ村ノ其本財産ニ提供セシム。但シ本期間中使用料トシテ毎年度地租公課並ニ村ノ管理費ニ相当スル額ヲ部落民ヨリ徴収スルモノトスル。

第貳 本村基本林設定ニ付テ左記各号ニ依ル

(イ) 当時各部落持分ノ式割五分ニ相当スル面積ヲ基本林地トシ其ノ割当ハ別表ニ依ル<sup>(2)</sup>

(ロ) 面積五町歩未満ノ部落ハ実測壹反歩ニ付五円ノ割合ヲ以テ金換トナスコトヲ得此ノ場合現金ハ大正十五年度限り村ノ基本財産ニ提供セシム

(ハ) 割当以上土地ヲ提供シタルモノニハ其ノ面積ニ応ジ別ニ初伐期村取得金ノ參割ヲ部落民ニ交付ス

(ニ) 村基本林造成上大団地ハ官行又ハ県行造林ニ小団地ハ村行造林ニ依ル。但シ村行造林ヲ部落民ニ委託造林セシムル場合ハ其ノ伐期収入ノ七割以内ヲ部落民ニ交付スルモノトス

(ホ) 村基本林設定上一団地五町歩未満ノ箇所ニシテ不適當ト認ムルモノハ土地ヲ公売又ハ特売スルコトアルベシ

(ヘ) 村基本林内ニ於テ成林上差支ヘナシト認ムル場合下草ノ採取テ許シ植栽弑年以内ノ間伐除伐木ハ部落民ニ交付ス

第三 村基本林設定以外ノ土地ハ農取又ハ家根萱場自家用燃料ノ採取地域ハ造林用ノタメ毎年度地租公課並村ノ管理費ニ相当スル使用料ヲ徴シ部落民に土地ヲ使用セシム。

但シ貸付地ノ造林ハ部落民三分ノ二以上同意アル場合ニシテ前記料金ノ外伐期収入ノ式割ヲ村ニ提供セシム

第四 前記第三土地中、小畝歩、一在ノ箇所ニシテ公益上又ハ經濟上村有トシテ存在ノ必要ナシト認メル場合ハ部落民ニ公売又ハ特売スルコトヲ得

第五 他村部落ト入会共有スルモノハ其ノ持分ヲ統一シ分割整理ヲナスモノトス

第六 従来部落ト地上権設定ヲ為シタル分収ニ付テハ其契約ニヨル



理由

部落財産ノ管理シ適當ノ措置ヲ構セサルヘカラサル秋、部落有財産ノ存置ハ唯ニ事務ヲ繁劇ナラシムルノミナラス因襲久シク粗放ノ取扱ヘ延テ經濟上將国土保安上ニモ影響不勸是アル為、部落感情ノ異ニスル等、一層之レヲ村有ニ統一シテ今春施行セラレタル皇太子殿下御成婚記念事業トシテ合理的土地利用増進ヲハカリ一面基本財産林ヲ造設シテ村治財産ノキソヲ固メ自治百年ノ大計ヲ樹テ村民ノ福利ヲ増進セムトス

大正十三年三月二十四日 提出

大正十三年三月二十四日 議決

大分県直入郡都野村村長 久々富末人

以上の統一条件は、九重山周辺諸町村のうち同じ地域にあたる白丹村（大正一五年統一）、久住町（昭和四年統一）の統一条件に大きな影響を与え、ほぼ同じ形式となっている<sup>③</sup>。

この統一条件は前述のように、飯田村や小国町の場合に比べて政府側の意向が少なからず受け入れられた形式をとっている。すなわち統一条件第一条にみられるように、従来、部落が造林した林木の二割を村の基本財産として提供している。

また第三条に示すように、薪炭、採草用として利用する土地については、地租公課ならびに村の管理費に相当する使用料を村に納めることとしている。

これらの点については、飯田村では、「飯田村部落有財産を村に統一の件」（大正一二年一〇月）<sup>(4)</sup>の条件一、塊況森林に対する分の第一項「従来部落に於て人工又は天然造林したる杉檜松は其の植栽の年より、其の他の樹木は大正一二年一月より起算し、五〇年以内の伐採収入は全部該故部落民に取得せしむ」、第三項「従来より自家用薪炭材を採取し来る慣行あるものは一定の地区に限り永久該故部落民に採取せしむ」、条件二、塊況原野に対する分の第一項「農業上、畜産上、必要ある原野は、其の所要地を放牧地、採草地に分ち、永久該故部落民に使用せしむ」とある。その他の条件も都野村の統一条件は飯田村のそ

れに比較して部落側に不利な条件となつてゐる。

ところで、都野村統一条件の条文は、一部に実際の効力を持たず形式に終つたものもある。きわめて重要な条文と見える第三条は、実際には、ほとんどが実施されなかつたという。これはやはり他町村に比べてきびしすぎることを考慮して、旧慣が尊重されたものと考えてよからう。第四条の公売および特売の条文も、実際には公売はおこなわれず、もっぱら関係部落民へ払い下げる特売のみであつた。

註

① 大分県直入郡都野村村有林野管理及使用料条例

第一条 村内部落有林野ヲ村有ニ統一シタル箇所ハ之レヲ第一種地及第二種地ニ区分シ管理經營スルモノトス  
 第二条 種別名称区分ハ左ニ依ル

第一種地 本村基本林設定地

第二種地 株膏肥料又ハ自家用燃料採取地並ニ放牧地トシテ縁故関係部落民ニ貸付使用セシムル土地

第三種地 造林用ノ為メ縁故関係部落民ニ貸付使用セシムル土地

第四条 第一種地ニ属スル村基本林設定地ハ官行県行又ハ村行造林トス

但シ村行造林ヲ縁故関係部落民ニ委託造林スル場合ハ伐期収入ノ七割以内ヲ造林者ニ交付ス

第五条 村有林野ノ使用料ハ左ノ通り定ム

一 第一種地ハ毎年ノ使用区域ニ対スル地租公課及村ノ管理費ノ合計金額

二 第二種地ハ前号使用料並ニ森林収入ノ拾分ノ二ヲ村取ス

第六条 第二種地使用者ハ立木処分十日以前其旨ヲ処分ト同時ニ伐採樹種数量価額ヲ村長ニ届出ツベシ

第七条 第四條ニ依ル使用料ハ納額告知書ニ依リ之ヲ徴収ス、使用料ヲ期限内ニ納付セザル時ハ期限ヲ指定シテ督促シ尙其期限内ニ之ヲ完納セザル時ハ因税滞納処分ノ例ニ依ル

第八条 村有林野ニ関シ左記事項ノ一二該當シタルモノアルトキハ五円以下ノ過料ヲ科シ又村會議決ヲ以テ其使用ヲ中止シ或ハ第一種地ニ編入スルコトアルベシ

一 第五条ニ依ル届出ニ虚偽ヲ為シ又ハ指定ノ期間ニ届出ヲ為サ、ルトキ

二 粗放ノ取扱ニ依リ林野ヲ荒廃セシメタルトキ

三 許可ナク使用目的ヲ変更シタルトキ

第八条 第一条ニ依ル所定ノ管理経営ノ区分ヲ変更セントスル場合ハ縁故関係部落民三分ノ二以上ノ同意ヲ経村会ノ議決ヲ以テ之レヲ定ム、但シ第七条ニ依ル処分ハ此ノ限ニアラズ

第九条 林有林野中小畝歩駐在ノ箇所ニシテ公益上又ハ経営上村有トシテ在置ノ必要ナシト認ムル場合ハ関係部落民に公売又ハ特売スルコトヲ得

第十条 村有林野ノ管理ニ関スル事務ノ為メ常設委員五名ヲ置ク、委員ノ任期間ハ四ケ年トス

第十一条 村有林野ノ管理使用ニ関シテハ本条例ニ依ルモノ、外規定ヲ定ム

附則

第十式条 統一当時既ニ部落ニ於テ人工又ハ天然造林シタル箇所ハ今後参拾年又ハ参伐期ヲ期限トシ其伐期収入ノ八割ヲ縁故関係部落民ニ分割ヲ村ノ収役トス

但シ第四条第壹項ノ使用料ヲ徴収シ其立木処分ニ付テハ第五条ヲ適用ス本条伐採跡地ハ第壹条ニ依リ管理区分ヲ為シ使用方法ヲ決定スルモノトス  
第拾参条 本条例ハ発布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正十三年三月二十四日 議決

② 本文五、六にある。

③ 隣村長湯村の林野統一は、都野村と時を同じくしてすすめられたが、大正一三年三月一三日、都野村より一日はやく議決している。

④ 前掲書、くじゅう総合調査報告書に掲載。

⑤ ⑥ 久住町都野地区冷川 佐藤茂氏による。

## 五 統一と入会関係の種類

部落有地で統一された面積は、見込面積で二、七九六町九反四畝歩の多きに達した。(第三表参照)その分布は、大船山を中心にも多く、大字有氏、大字仏原の各部落が関係をもっている。統一した林野面積は岳麓寺、板切、石原、回原等の山麓部の各部落に多くなっている。のこりは大字栢木地区に点在しているが、栢木地区は、もともと林野の少ないところであり、

第三表 都野村部落有土地統一総括表  
 (本村及長湯村内ニ他村部落ト入会共有スルモノヲ除ク)

種別	村内の分		長湯村内の分		計	
	筆数	台帳反別	筆数	台帳反別	筆数	台帳反別
山林	二一六	一三八、四三〇、四			二一六	二二八、四三〇、四
原野	二二三	三六六、一三二、二	三	一五、五五八、二六	二二六	三八一、七九〇、〇
畑	一	一〇二			一	一〇二
宅地	二	三九二、七			二	三九二、七
池沼	四	一一三			四	一一三
計	二四六	五九五、〇九〇、八	三	一五、五五八、二、四九	二四九	六一〇、六四二、六 (見込面積約二、七四〇町歩)

久住町役場資料より

の

なかには部落有地をほとんど記名共有(人名持ちと一般に呼ばれる)に変更した塔立、古屋敷、柗木等の部落もあつて、統一された前積は大字有氏、大字仏原にくらべてはるかに少い。また、石田、有氏、市の部落と関係のある入会地が、隣村長湯村にもある。

ところで統一された土地の入会関係は、きわめて複雑で、それを類型化するとつぎのようになる。

- I 一部落内入会地
- II 二部落間の入会以上の多部落間入会地
- III 他村入会ではないが、土地は他村にあるもの

- IV 他村との入会関係にあつて、土地は本村にあるもの
- V 他村との入会関係にあつて土地は他村にあるもの

さらにIIは、a 二部落間の入会地、b 三部落間の入会地、c 四部落間の入会地、d 五部落間の入会地、e 七部落間の入会地、f 九部落間の入会地に分けられる。

入会関係の基礎単位は、部落ではなくて、入会関係を中心とするまとまりであり、そのまとまりは、それぞれが慣習法(規約と呼んでいる)をもち、それに従つて運営されるもので、その数は六四の多きに達している。この六四を類型別したのが、I-Vで、Iは、都野村二六の部落のもの、II a-fは、二四の部落の組合せによるもの、III、IV、Vは他村との関係に

第四表

類型		入会 団体数	所属面積 町反畝	うち 第一種地 町反畝	割合 %	うち第二種地 (第三種も含む) 町反畝	割合 %
I	1 部落間入会	21	1,323.97	319.70	24.1	1,158.03	75.9
II	a 2 部落間入会	12	648.87	162.30	24.1	486.57	75.9
	// b 3 //	11	304.52	65.10	21.4	239.42	78.6
	// c 4 //	2	7.00	1.80	25.7	5.20	74.3
	// d 5 //	2	27.75	6.90	24.8	20.85	75.2
	// e 7 //	1	224.93	56.20	25.0	168.73	75.0
	// f 9 //	1	110.00	27.50	25.0	82.50	75.0
III	他村にある入会	2	48.50	9.20	18.9	39.30	81.1
IV	他村との入会 にあつて、土 地は本村に あるもの	6	65.35	12.22	18.6	53.13	81.4
V	他村との入会 関係にあつて、 土地は他村に あるもの	3	36.05	9.10	25.0	26.95	75.0
計		64	2,796.94	669.57	23.9	2,127.42	76.1

註 久住町役場資料より作成

よるものとなつている。第四表はI〜Vの類型別に、入会関係団体数と所属面積を示したものである。

さらに村に統一した土地は管理上から一種地、二種地、三種地に分けられる。その定義は一種地とは本村基本設定地二種地とは株萱肥料または自家用燃料採取地ならびに放牧として縁故関係部落民に貸付使用せしむる土地

三種地とは造林用のため縁故関係部落に貸付使用せしむる土地

となつている。なお、一種地の本村基本設定地とは、官行造林、県行造林または村行造林地をさす。

さきの入会関係の類型I〜Vと、この管理区分(一種地、二種地、三種地)とを組合わせると三〇の組合せができる。

一種地の一〇類型は、統一地の二割五分(実際には二割三分九厘)にあたる六六九町五反七畝歩の見込面積をもち、官行、県行、村行等の方法で造林し、この一伐期分収後は村の基本財産となる土地で、この一伐期後、入会権は、消滅し村有に統一される。

一種地ののこり一、一二七町四反二畝歩は、二種地として主として牧野、三種地として造林地となる。二種地と三種

地の入会関係は、地役入会権という型でのこる。ただⅢ、Ⅳ、Ⅴの他村入会は、その使用区分に従って分割整理されⅠないしⅡと変っている。

註

① 久住町郡野支所長衛藤好彦氏、冷川部落佐藤茂氏による。

② 久住町役場資料による。

③ 大分県直入郡郡野村有林野管理及使用料条例

## 六 統一地の部落間調整

行政区劃統合では、旧町村所有の財産を、どのように処分するかが、つねに問題となつてゐる。① 林野統一事業でも統一地提供について各部落間の調整がむずかしい問題であつた。

郡野村林野統一では、部落有林野を多く持つところと、そうでないところとの間の意見の相違があつて、これが統一にあたり最大の難関であつた。② なかでも林野統一のあることを予知して、部落共有地を個人分割ないし記名共有とした部落が問題とされた。しかしこれは先見の明があつたこととして処理されているようである。

そこで林野統一条件、第二条の(イ)項に「当時各部落持分ノ式割五分ニ相当スル面積ヲ基本林地とし」と、まず基本地提供率に原則を定めた。所有林野小規模部落については第二条の(ロ)項に「面積五町歩未満ノ部落ハ実測壹反歩ニ付五円ノ割合ヲ以テ金換トナスコトヲ得」とした。所有林野大規模部落については、二条の(ハ)項に「割合以上土地ヲ提供シタルモノニハ其ノ面積ニ応ジ別ニ初伐期村取得金ノ参割ヲ部落民ニ交付ス」として部落間の過、不定の均衡を取ることにした。

金換制を採用した部落は、柚木、古市、小倉、老野、塔立で、部落有地が少ないか、他村入会関係が整理できなく、金銭で換算したところである。その内訳はつぎのようになつてゐる。

③ 金換調書

入会団体名(元所有部落名)	関係部落数	林野総見 込面積	二割五分 村林設定	板切	石原	向原	七里田	小柳	仏原	須崎	冷川	馬場	橋瓜	岳崎	塔原
				15戸	23戸	30戸	10戸	15戸	30戸	17戸	14戸	11戸	6戸	11戸	11戸
向原	1	35.67	8.9			8.9									
向原, 仏原, 須崎	3	135.50	33.9			13.2			13.2	7.5					
石原	1	194.57	48.6		48.6										
石原, 向原	2	50.00	12.5		5.4	7.1									
石原, 向原, 七里田	3	17.50	4.4		1.4	1.4	1.1	0.8							
石原, 向原, (外1村)	2	12.50	3.1		1.3	1.8									
小柳	1	3.00	0.8												
板切	1	304.50	76.1	76.1											
板切, 向原	2	8.50	2.1			2.1									
板切, 石原	2	17.50	4.4	1.7	2.7										
板切, 七里田	2	132.76	33.2	15.6			17.6								
板切, 小柳	2	164.50	41.1	20.6				20.5							
仏原	1	.90	0.2						0.2						
岳崎	1	484.92	121.2											121.2	
岳崎, 板切, 小柳	3	13.00	3.3	1.2				1.2						0.9	
板切, 七里田, 向原	3	1.50	0.4	0.1		0.2	0.1								
板, 石, 向, 仏, 須, 冷川	9	110.00	27.5	2.2	3.4	4.3	6.5		4.3	2.4	2.0	1.6	0.8		
馬場, 小柳, 橋瓜	7	224.93	56.2	5.7	8.7	11.4	6.8	5.7	11.4	6.5					
板, 石, 向, 仏, 須, 七, 小	1	12.05	3.0				3.0								
七里田	1	134.71	22.2												22.2
塔原	1	134.71	22.2												22.2
岳崎, 塔原	2	122.50	30.6											15.3	15.3
板切, 岳崎, 塔原	3	2.00	0.5	0.3										0.1	0.1
計				123.5	71.5	50.9	35.1	28.2	29.1	16.4	2.0	1.6	0.8	137.5	37.6

第五表 久住町役場資料より作成

馬場	橋瓜	冷川	須崎	仏原	小柳	七里田	向原	石原	板切	部落名
一、六	二、八	八、二	一八、四	三三、三	二八、二	三五、一	五〇、二	七一、二	二二三、五	村林設定面積
六、三	三、四	八、一	二五、九	四七、七	二二、八	二七、三	四五、六	三四、九	三一、四	村林設定面積
〇、六	〇、一	七、五	一五、四	一五、四	五、四	七、八	四、六	三六、三	九二、一	保安林、前平山、融通
四、七	〇、六	〇、一	七、五	一五、四	五、四	七、八	四、六	三六、三	不足	差引
四・七町歩七里田へ済	残五反歩	残五反歩	残五反歩	残五反歩	残五反歩	残五反歩	残五反歩	残五反歩	この分は各自の土地より設定	部落間融通済

第六表 清水山関係部落方面管理区分

久住町役場資料より作成

一金五百參拾貳円五拾銭

内訳

金九七円五〇銭 袖木組一町九反五畝歩分此外ノ三反歩清水山合採分ヲ除ク

金六七円五〇銭 古市組一町三反五畝歩分ノ同前

金三六七円五〇銭 小倉組七町三反五畝歩分

一金百四拾八円

内訳

金一〇〇円五〇銭 老野組二町一畝歩分此外ノ八町一反歩清水山合採分ヲ除ク

金四七円五〇銭 塔立組九反五畝歩分

計金六百八拾圓五拾銭

なお、部落間調整について、五区に分けたその一つの清水山を中心に部落間調整をみてみよう<sup>④</sup>。まず、第五表は、清水山に  
関係する二一の入会団体の見込面積と、部落間の権利の内訳を調査したもので、これによって各部落間で差引過不足を出し、  
部落間の調整をしめたのが第六表である。このような調整を五区に分けておこなっている。

註

① 島 恭彦 町村合併と農村の変貌 昭和三三年

② 久住町都野地区 佐藤茂氏による

③ ④ 久住町役場資料

## 七 他村入会地の整理

林野統一事業に当って、他村入会地を整理することは、政府の方針でもあった<sup>①</sup>。都野村統一条件のなかにも第五条に「他村



部落ト入会共有スルモノハ其の持分ヲ統一シ分割整理ヲナスモノトス」とある。

他村との入会関係にあって、土地は本村にあるものは、大正一三年、他村入会共有地調べによると

(1) 都野村八山組と城原村の一〇組、明治村の五組、計一六組の入会地が、都野村大字栢木米尾、東向、池に原野四四筆、台帳面積一二町八反五畝二六歩

(2) 都野村老野組と城原村の二組、計三組の入会地が大字栢木字平に、原野二筆、台帳面積一五町五反

(3) 都野村峯越組と城原村の七組、宮城村の一組、計九組の入会地が、原野二筆、台帳面積三一町五反

(4) 都野村塔立組と城原村一組、計二組の入会地が、都野村大字栢木南に、原野一筆、台帳面積三町歩

(5) 都野村塔立組と城原組の二組、計三組の入会地が、都野村大字栢木字今敷に、原野一筆、台帳面積七町歩

(6) 都野村老野組と城原組の三組、計四組の入会地が、都野村大字栢木字東に、原野一筆、台帳面積八町歩

以上六ヶ所がある。

これらの他村入会地は、一村入会に整理した上で村に統一されることになるが、(1)の八山組と城原村一〇組、明治村五組間の入会地は、もつとも早く整理に成功した例である。その他は、整理がおくられたところがあるが、それぞれ使用区分ははっきり分れているので、それに従つて分割の上、村に統一することにした。分割が簡単にできなかったところは、その分を金換して村に提供している。たとえば老野組二町一反分、一〇〇円五〇銭、塔立分九反七畝、四七円五〇銭がある。

(一)八山組、明治村、城原村の他村入会地は、台帳面積は一二町八反五畝二六歩で、その見込面積は、その約一〇倍、一二七町三反で、これを分割し、八山組が台帳面積五町二反七畝一三歩、見込面積三四町五反歩をとり、のこりは城原村が台帳面積一町九反三畝一歩、明治村台帳面積五町八反二畝二〇歩に二分した。八山組の分は、大字栢木字米尾、東向、池の原野三六筆で、見込み面積三四町五反歩のうち八町六反三畝歩を村の基本林として地上権設定をなした。整理の理由については「右ハ三ヶ村入会共有原野ニシテ管理不便不勘以テ前記ノ通り處分スルモノトス」とのべ、大正一四年一月議決した。

つぎに他村との入会論争が新たにおこり、土地は他村にあるものについては、都野村も八組、市組関係の土地がある。これらの土地は、元来、有氏組、市組の入会地と考えていたが、村野統一にあたり、長湯村との論争地となり、統一にあたって、それを解決するため買収の形をとらざるを得なかつた。そのため、村の基本林設定地に統一する分は、とくに二割五分のところを一割二分五厘に減率するとしている。

さらに他村との入会関係にあつて、土地は他村にあるものについては、石田部落関係のものが三ヶ所ある。

その一は、石田組と長湯村の下河原、原、仲村の四組関係のもの、その二は、石田組と長湯村の下河原、原組との三組関係のもの、その三は、石田組と長湯抽柑子、下河原、原、東原の五組関係のもの三つである。もともと使用区分は明確にされていて、それに従つて分割し、それぞれ都野村の分は都野村に、長湯村の分は長湯村に統一した。(1)は見込面積四二町五反のうち石田部落の取分、一九町歩、(2)は見込面積一七町のうち八町五反、(3)は見込面積四五町歩のうち九町歩で計見込面積一〇四町のうち三六町五反が石田部落関係のもので、そのうち九町一反を村の基本村設定として村に提供した。

註

- ① 遠藤治一郎 日本林野入会権論 昭和三年  
 ② 久住町役場資料による。

## 八 特売と問題点

林野統一事業に対しては、一般に入会権をたてに、部落側が有利な条件を確保しようとする務めている。その一つに村持林野の個人所有化、すなわち特売処分がある。

都野村の林野統一事業の特色の一つに、この特売が大巾に認められたことをあげることができる。(第八表参照)その売却代金は、村の基本財産(特別会計)に組み入れられた。

第七表 都野村部落有土地特売處分総括表

種別	筆数	台帳面積	一筆当り面積	地価
山林	七〇	一五、五三〇		三三、四七〇
原野	一六三	二四、一三二六		一一、九三〇
田	二八	二、六九〇六		三六七、一一〇
畑	二二	六一〇八		三七、二四〇
宅地	六	二九一四		八七、一四〇
計	二七九	四三、二六一四		五二七、八九〇

特売の対象となつた土地は、主として従来から部落民が実質分割利用していた土地が多い。個人への特売が多いが、ほかに記名共有地もかなりある。特売により分割された記名共有地は、小畝歩、多数権利の土地であつたため、その利用上いろいろのむずかしい問題をもつている。

つきに二、三の実例をあげよう。大字有氏字広内一、七六五番地は、石原組の共有地で原野二町五反歩、うち一、七六五の一は、面積二町二反五畝で村有として村に統一し、のこり二反五畝歩は、一、七六五の二、九〇と八九筆に分筆され、関係部落民に特売された。この一筆当りの面積は、平均二畝二四歩にすぎない。特売地がいかに小畝歩であつたがよく示されている。所有関係は記名共有および個人有であつたが、個人有のなかには、すでに他市町村に売却されたものもある。<sup>①</sup>

つきに分割による小畝歩、多数権利の記名共有の例をあげよう。

- (1) 一八〇八番地 原野一町九反九畝

統一条件の規定によると、村の基本林設定地（第一種地）以外の土地は、第四条に「小畝歩、一在ノ箇所ニシテ公益上又ハ経済上村有トシテ存在スルノ必要ナシト認メル場合ハ部落民ニ公売又は特売スルコトヲ得」とあり、または村有林野管理及使用料条例第九条にも同様のことが記されている。すなわち、条件として（一）、第一種地（村の基本林設定地）以外の土地であること、（二）、小畝歩で点在する土地であること、（三）、公益上、経済上、村有として必要でないことと認められた土地であることとされた。

〃	の一	町有	七反歩
〃	の二	記名共有	二一人持
〃	の三	記名共有	二一人持
〃	の四	個人	二畝歩
(2)	一八六五番地	原野九反六畝歩	
〃	の一	町有	七反八畝歩
〃	の二	町有	二畝歩
〃	の三	記名共有	一六人持
〃	の四	記名共有	一六人持
〃	の五	記名共有	一六人持

特売の全体については、第七表特売総括表のとおりである。個人分割された原野についての面積が前にも述べたように実際面積とかなりの相違があることを念頭において統計をみていただきたい。

特売は、その後、たびたび小規模特売がなされているが、昭和三〇年、久住町との町村合併では大巾な特売がなされた。その件数は 件におよんだ。

註① 一、七六五の五〇、城原村福原の黒田佐一郎、一、七六五の七三、竹田市大字米納山上又夫がある。

## 九 第一種地の土地利用（造林）

統一事業が終つて約三年たった昭和二年から造林が実施されている。（第九表参照）

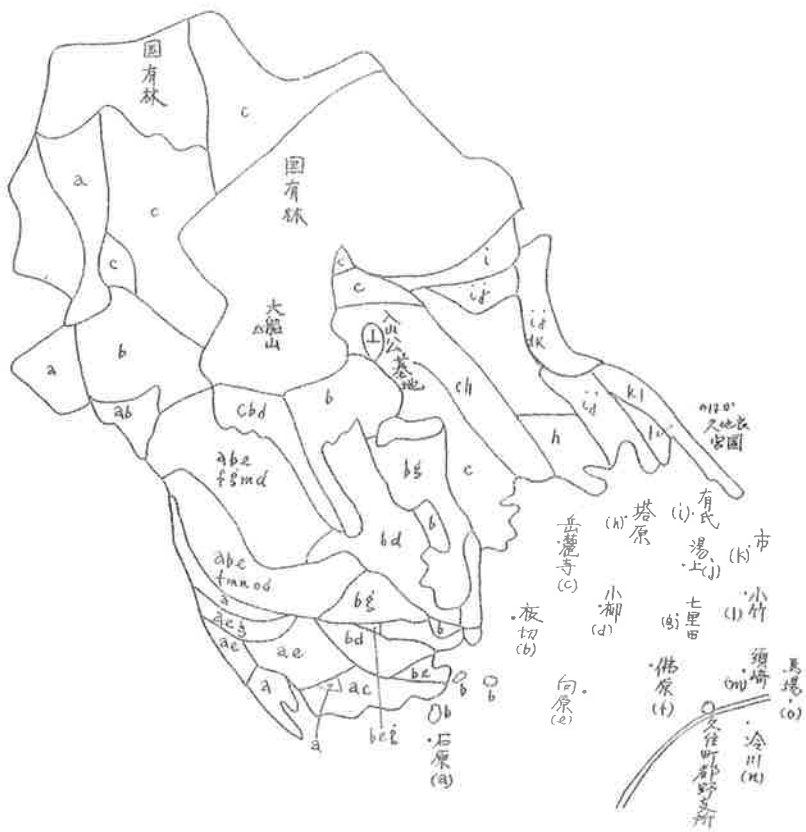
「都野村々有林管理区分並造林方法書」によると、主な造林は、清水山一八〇四番地、原野一町歩（実際面積、一四〇町歩）や大船山二九九八、原野一五町歩（実際面積一二二、五町歩）などがあり、造林地の総筆数四五、実際面積六七一町一畝歩に

四八表 郡野村々有林管理区分並造林方法

面積単位 町

村	所在地			地目	台帳面積	實際面積	村有林として将来管理經營面積	村有林と統一前ノ元所有部落名	造林方法
	大字	字	地番						
郡野	有氏	大船山	2996	原野	50.0	157.5	137.5	岳籠寺	官行造林
〃	〃	〃	2998	〃	15.0	122.5	30.6	塔原	〃
〃	〃	大原	3289	〃	20.0	40.0	7.0	〃	〃
〃	〃	清水山	1801	山林	218.2	221.9	224.9	坂切、石原、向小崎、七里田、須	〃
〃	〃	〃	1802	原野	1.0	3.0	〃	坂切、石原、向小崎、七里田、須	〃
〃	〃	〃	1797,1798	原野	8.0	84.0	28.0	坂切、石原、向小崎、七里田、須	〃
〃	〃	〃	1799,1800	〃	〃	〃	〃	坂切、石原、向小崎、七里田、須	〃
〃	〃	〃	1804	〃	1.0	140.0	85.2	坂切	〃
〃	〃	鉢久保	1796の1~2	〃	4.3	17.5	17.5	坂切、石原	〃
〃	〃	広内	1776	〃	1.0	1.0	〃	〃	〃
〃	〃	九重山	1778の2	山林	2.0	37.5	25.7	石原	〃
〃	〃	二反窪	4804	原野	10.6	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	4807,4810	山林	2.0	34.6	31.9	有氏	〃
〃	〃	〃	4811	原野	10.0	50.0	12.5	有氏、湯上、市小竹	〃
〃	〃	〃	4799	〃	3.0	10.0	5.6	小竹、宮園、久地良	〃
長湯	長湯	西三尾	5446	〃	7.1	17.5	2.9	有氏、市	村営造林
〃	〃	山小尾	5464	〃	5.2	〃	〃	〃	〃
〃	〃	西河内山	5463	〃	3.2	31.0	7.8	市	〃
〃	〃	雉小野	5473の2	原野	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	大利河内	5474の2	〃	〃	9.0	9.0	石田	県行造林
〃	〃	古屋敷	5846,5847	〃	1.5	4.5	1.4	〃	〃
郡野	栢木	高尾	4561	〃	0.4	10.0	5.8	栢木	官行造林
〃	〃	水毛	3926,3931,3934	山林	1.3	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	3936,3840	原野	1.3	5.5	5.5	山路	〃
〃	〃	〃	3853,3841	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	立木	3933	〃	0.2	6.0	6.0	山路	〃
〃	〃	米尾	3699の1	〃	0.5	7.0	1.8	八山	〃
〃	〃	池	3377の1	〃	2.6	7.0	7.0	八山	〃
〃	〃	峯越	2904,2927	山林	0.5	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	2772,2907,2908	原野	1.2	11.4	11.3	峯越	〃
〃	〃	〃	2930,2935,2937	〃	〃	〃	〃	〃	〃

註 久住町役場資料より作成



第1図 入会団体と関係部落との関係図

およんだ。(第一函参照)これらの土地は、一伐期の分収役、村の基本財産となり公共的に役立てられることになっている。村有基本林設計にあたり、小畝歩団地対策として次のような方法がとられた。

「郡野村部落有林野ヲ整理統一シタル實際面積ハ二千七百四十余町歩トス而シテ元所有部落ノ組合団体数六十余の多キニ及ヒ各入会慣習ヲ有シ今回其二割五分宛村有林ノ地区設定タル管理区分ハ勢ヒ夫ニ依リ区分スル時小面積宛介在シテ林業団地ニ甚タ不適當ニ付可成之ヲ集團スルコトニ苦慮協議ヲ累ネテ別表ノ成績ヲ得タリ」とし、<sup>②</sup>管理地域区分をつぎのように定め、林業地の集団化を計っている。

- 一 岳麓寺組、塔原組管理区分
- 二 清水山関係方面部落管理区分
- 三 役場所在地方面部落管理区分
- 四、有氏、湯ノ上、市、石田方面部落管理区分
- 五 其の他の方面部落管理区分

ところで、一種地における造林は、以上のように進んだが、一方、村に林野を統一して土地が狭くなったため、採草地にもことかき、造林を見合わせざるを得なかつた部落もある。

「直入郡郡野村大字有氏字塔原部落及大字仏原字市部落及大字有氏字有氏部落大字仏原字石田部落、大字栢木字栢木部落ハ今般整理統一ノ結果何レモ採草地不足ニ付当分造林見合相願度、尤モ統一ノ主旨ハ忘却致ス者ニハ無之候(下略)」<sup>③</sup>と申し出てゐる。

註

① ② ③ 久住町役場資料により

## 十 第二種地の土地利用（牧野）

部落有地で、林野統一された二、七九六町九反四畝歩のうち、二三、九%に当る六六九町五反七畝歩は、第一種とされ、造林の第一伐期分収後、権利は部落から離れ、村の基本財産となった。のこり七六、一%にあたる二、一二七町三反七畝歩は、第二種地で、主として牧野として利用され、所有権は村に移り、利用権（一般に入会権という）は関係部落にのこった。この種の入会権は、一般の部落共有地の権利が共同入会権であるのにたいし、地役入会権と呼んでいる。林野統一により共同入会権が地役入会権に代るのであるが、権利関係は、そのまま複雑な形態をのこしている。むしろ共同入会権が地役入会権となっただけ複雑になっているといえよう。

このことは、その後の土地利用にとって大きな問題をのこした。すなわち、広大な原野が、この複雑な入会関係ゆえに今まで、粗放な姿をのこす大きな原因となったからである。この原野の土地利用は、肥料源としての結びつきも、薪炭林としての利用も減少した今日、ますます粗放になってきている。まさに放きされていると言ふに等しい状態である。

当然のことながら、昭和二七年、国土総合開発の下に総合的に開発することが計画された。昭和三四年、牧野改良を目ざしてパイロット開発構造のもとに、農林省熊本農地局が中心に調査計画をすすめた。

九重山地域一三ヶ所のパイロット地区のうち、都野村に關係のある地区は、「久住地区」と「小倉地区」の二ヶ所である。<sup>①</sup>  
 「久住地区」は、久住町久住地区と久住町都野地区にまたがり、關係部落は久住地区、部落数七、戸数一二三戸、都野地区部落数三、戸数八三戸、合計部落数一〇、戸数二〇七である。

開発地点は、標高八五〇〜六一〇メートルの高原地帯で、火山灰性植壊土である。開発指定地区の面積、五二一、四五ヘクタール、そのうち造成農地面積、三〇一、九七ヘクタール、一戸当り造成面積一、四六ヘクタール、総事業費二一七、二〇〇千円であつた。



完成時の営農形態は、高冷地ソサイ栽培、酪農で、総家畜数を五七〇頭とし、年間所得三二、六一三千元を見込んでいた。

「小倉地区」は、久住町郡野地区にあり、関係部落数七、戸数一二九戸である。

開発地点は、標高五七〇〜六七五メートル、地形は平坦で主要道路に近く交通の便はきわめてよい。開発指定地区面積、一六三、三二二ヘクタール、うち造成農地面積、一一六、七〇ヘクタール、一戸当り農地造成面積〇、九〇ヘクタール、総事業費は七五、一三二千元であった。

完成時の営農形態は、久住地区と同様、高冷地ソサイ栽培、酪農で、家畜頭数は二二〇頭とし、年間二二、六〇四千円の収入を見込んでいた。

つぎにこれらの土地の権利関係をみてみよう。(第九表、第十表参照)

「久住地区」一部に個人所有地や部落共有地があり、大部分は町に統一した第二種地で、所有権は久住町、入会権は関係部落にある。久住地区の第二種地は二ないし三部落間入会地で、関係部落民の戸数も多い。郡野地区の二種地は一部落間の入会である。これら両地区は、旧藩時代、肥後藩と岡藩に分れ、古い資料にも入会関係から境界争でもめつづけたことが記されている。

このように異った二地区を併存していることが、入会関係の調整をむずかしくし、パイロット開発にたいして、郡野地区は、半数程度が開発の意欲をもっていたのにたいし久住地区は全般的に消極的であった。

「小倉地区」町有に統一された第一種地、第二種地を中心とし、一部に開拓地(農林省)や記名共有地がある。

記名共有地は、登記上は個人所有となっているが、実質は部落共有地であり、ただ権利がその土地を離れても消滅しないだけに、一般の共有地より権利者調整にあたっては、やっかいな場合がある。その上、記名共有地が、林野統一時の特売地で、小畝歩、多数権利形態となっているだけにますますやっかいである。

その他「高津原地区」、「鳴子川地区」などもパイロット指定地区のほとんどが入会権の調整が出来ず、けっきよくはこの

第9表 「久住地区」土地所有権ならびに権利関係調査表

場 所		所有権	入会権その他	現況 地目	筆数	台帳面積	実測面積
町	大字						
久住町	久住	久住町	今村組22戸，山中組19戸	原野	3	1.19.00	
〃	〃	〃	境川組30戸，青柳組9戸	〃	7		
〃	〃	〃	田向組9戸	〃			
〃	〃	個人	本人	〃	1	0.45.00	
〃	〃	久住町	新町組22戸，新小野組10戸	〃	3	11.69.00	
〃	〃	〃	加生島組14戸	〃			
〃	有氏	石原組共有	石原組41戸	〃	3	4.61.10	
〃	〃	個人	本人	〃	3	0.12.22	
〃	〃	神社	〃	〃	1	0.20.00	
〃	〃	久住町	石原組41戸	〃	5	8.00.00	
〃	〃	〃	七里田組22戸	〃	6	9.95.04	
〃	〃	〃	新町組22戸	〃	7	13.87.12	
計					39	90.00.18	

第10表 「小倉地区」土地所有権ならびに権利関係調査表

場 所		所有権	入会権その他	現況 地目	筆数	台帳面積	実測面積
町	大字						
久住町	栢木	19名共有	本人	原野	1	0.04.00	
〃	〃	18名共有	〃	〃	3	0.15.08	
〃	〃	16名共有	〃	〃	1	0.06.25	
〃	〃	農林省	〃	〃	2	0.20.09	
〃	〃	久住町	栢木，古市牧野組合 37戸	〃	1	2.34.10	
〃	〃	久住町	〃	〃	1	3.17.00	
〃	〃	〃	仏原，千人塚牧野組 合55戸	〃	6	0.45.12	
〃	〃	冷川組共有	冷川組37戸	〃	1	0.70.00	
計					16	7.13.00	

計画は調査が終つた段階でござせざるを得なかつた。複雑な入会関係を考慮に入れず、また地元民の意向をただすことなく、パイロット地区を指定したところに大きな誤算があつたといえよう。

現在、あたらしい構想のもとにふたたび、九重地区開発の調査がすすめられている。<sup>②</sup>

註

① この節の資料は、大部分、九州農政局・大分県・久住・飯田大規模地域調査報告書 昭和三八年によつた。

② 大分県庁が中心にすすめられている。

おわりに

都野村では、約二、七〇〇町歩の部落有地が村に統一された。この数字は、この事業が、いかに大規模におこなわれたかを物語っている。

ところで統一した土地の二割五分（実際には二割四分）は、一種地とし村の基本財産に偏入されたが、あとの七割五分は二種地とし、主として牧野に利用され、利用権を関係部落民にのこしながら町に統一されたものである。このことは共同入会権から地役入会権へと変つたことをいみし、共同入会権がもつていた複雑な入会関係が、そのまま地役入会権に持ち込まれている。都野村の部落数は二四であるのに、入会団体数は六四の多きにわたり、きわめて複雑な構造となつている。

今日、粗放な原野が広くのこつていては、この複雑な入会関係に主な原因がある。昭和三八年、総合開発の一環として高度牧野改良を計つた時も、この複雑な入会関係が、開発の障害となつて失敗している。入会関係を考慮することなくパイロット地区を指定したところに誤算があつたのであるが、これら粗放な原野の近代的利用を計るには、まず、この複雑な入会関係を解体する方向に持つて行かねばならないであろう。六四にもおよぶ複雑な入会団体を解体し、その基礎単位である共同体、ここでは二四の部落にまとめることが、そのあとの方策を考える前提条件となる。その上で林野統一でまとまつた土地のよさを

生かしながら、部落単位に全面特売することも考えられる。

強い国家権力を背景に行なわれた林野統一にも生き続けてきた、入会団体は容易には動かすことは出来ないであろう。しかし農山村の過疎化現象がいちじるしい今日、古い共同体の長い歴史とともに歩いてきた、この複雑な入会団体も、新しい共同体のもとに編成される時期にきているのではないだろうか。広大な原野を目の前にしながら、酪農したいが土地がないとなく若い人が多い。複雑な入会関係を解消する原動力は、新しい地域社会のない手である若い人々の生産への強い意欲であるように思われる。

本稿は、文部省総合研究「西南日本における都市化の進展と農山漁村の変貌」（代表者石田寛）の分担課題「九州山地における山村の変貌と地域構造」にもとづく成果の一部をまとめたものである。調査にあたり、いろいろとお世話になった久住町役場の方々や都野支所長衛藤好彦氏、都野地区冷川、佐藤茂氏に厚くお礼申しあげる。